

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により鹿屋市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を令和4年3月25日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び大隅地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

令和4年3月25日

鹿児島県知事 塩田康一

1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグコスモス鹿屋運動公園前店

鹿屋市西原二丁目104番1 外

2 意見の対象となった届出及び届出年月日

法第5条第1項の規定による新設に関する届出

令和3年6月4日

3 意見の概要

(1) 駐車需要の充足その他による周辺住民及び商業等の利便確保のために配慮すべき事項

ア 歩行者の利便の確保

児童生徒の通学路でもあるため安全性に留意してください。

イ 廃棄物の減量化及びリサイクルについての配慮

廃棄物の排出抑制と分別に努め、ごみの減量化、リサイクルの推進に努めてください。

ウ 防災、防犯対策への協力

(ア) 危険物等の管理（特に夜間）を確実に行ってください。

(イ) 施錠を確実に行ってください。

(ウ) 繁忙期等における警備員を配置（駐車場等）してください。

(エ) 外灯を設置して防犯対策を行ってください。

(2) 騒音の発生その他による周辺地域の環境悪化防止のために配慮すべき事項

ア 騒音の発生に係る事項

(ア) 騒音規制法及び振動規制法並びに鹿屋市環境保全条例に基づく特定建設作業、特定施設又は指定施設に該当する場合は届け出てください。

(イ) 工事に係る騒音、振動等については、周辺住民の理解を得るとともに、苦情については誠意を持って対処してください。

イ 廃棄物に係る事項

ごみの散乱防止、悪臭防止のため、適切な管理に努めてください。

(3) その他

ア 届出のあった大規模小売店舗の所在地は、鹿屋市都市計画区域内で、第一種住居地域及び第一種中高層住居専用地域です。

イ 建築物の建築の用に供する目的で行う3,000㎡以上の土地の区画形質の変更を行う場合は、都市計画法第29条による開発行為の許可が必要となります。

ウ 屋外広告物法及び鹿児島県屋外広告物条例の規定により，自家用広告物（自己の店舗や事務所，倉庫などに設置する広告物）を設置する場合で基準を超えるものは許可が必要になります。

エ 当該敷地は住居表示に関する法律による住居表示実施区域内ですので，鹿屋市住居表示に関する条例第3条による届出が必要となります。

オ 対象地は周知の埋蔵文化財包蔵地ではありません。しかし埋蔵文化財の性格上，工事中に発見される可能性があります。もし工事中に発見した場合は現状を変更することなく速やかに教育委員会へご連絡ください。